

小松市ホームページバナー広告表現ガイドライン

(目的)

第1条 小松市ホームページに民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、小松市有料広告掲載要綱及び小松市有料広告掲載基準に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)

(アクセシビリティへの配慮)

第3条 利用者に適切な閲覧環境を提供するため、アニメーションにより画面の大部分の領域が切り替わるもの又は画面が点滅するものは禁止とし、静止画のみとする。

(市ホームページとの区別)

第4条 次の表現については、ユーザーが市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 「お年寄りのための施設ガイド」「教育相談」など市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが小松市の事業であると錯誤しやすいもの

(色調)

第5条 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附則

本ガイドラインは平成18年4月1日から施行する。

本ガイドラインは平成30年12月1日から施行する。